

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契033
- (2) 請負の表示 大阪大学箕面地区警備等業務 (別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期間 令和2年12月25日から令和3年3月31日まで
- (4) 請負場所 箕面市船場東3丁目 箕面船場団地内
国立大学法人大阪大学箕面地区構内 (外国学研究講義棟及び周辺の敷地)

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格 (全省庁統一資格) 又は国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和2年度に近畿地域の「役務の提供等」のA又はBの等級に格付けされている者であること。
- (3) 警備業法第4条の規定に基づき、大阪府公安委員会の認定を受けた者であること。もしくは、警備業法第9条の規定に基づき、大阪府公安委員会に営業所の届出書を提出している者であること。
- (4) 警備業法第8条に基づき、認定の取り消しの措置を受けていない者であること。
- (5) 令和2年度に警備業法に基づく行政処分を受けていない者であること。
- (6) 平成27年度以降に大学等教育研究施設における警備業務で、1年以上継続して履行した契約実績を2ヶ所以上有する者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、別紙仕様書を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 財務部契約課 契約第五係
電話 06-6105-6237
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
令和2年10月27日 (火) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

第2号様式

見 積 書

調達番号 : 財契033

請負の表示 : 大阪大学箕面地区警備等業務

見積金額

区分	単位		数量	単価	合計金額
箕面地区	24時間	8:30~8:30	194日	円	円

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除くこと。

※ 見積書の日付は、提出日とすること。

※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(2)(3)(6)】に示した資格について、それを有しているかどうかを証明するための書類を見積書に添付すること。

請負契約書（案）

請負の表示 大阪大学箕面地区警備等業務

請負代金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）
（内訳は別紙のとおり）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学理事 中谷 和彦と受注者 と
の間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 契約期間は、令和2年12月25日から令和3年3月31日までとする。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 請負代金は、毎月実施した各業務区分ごとの実施数量に各業務区分の単価を乗じたものの合計を毎月支払うものとし、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第5条 受注者は、履行保証保険契約を締結した場合は、その契約に係る保険証書を提出すべきものとする。

第6条 業務中に発生した事故又は業務に起因して発生したと認められる事故により、業務対象物件に生じた発注者の損害については、受注者は、賠償の責任を負うものとする。ただし、受注者に故意又は過失がないと認められた場合は、この限りでない。

第7条 業務の遂行に際し、受注者の責に帰すべき事由により、本学の教職員又は第三者に与えた身体並びに財産上の損害については、受注者が賠償の責を負うものとする。

第8条 受注者は、保険会社と身体及び財産上の損害を補填する保険契約を締結するものとする。

第9条 本学の教職員又は第三者が第6条及び第7条の損害を被ったときは、発注者はその事実を知った日から30日以内に書面で、受注者に通知しなければならない。

第 10 条 受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、予め発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

第 11 条 発注者の都合及び天災、地変等により業務日数を増減する必要がある場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。

第 12 条 発注者は、警備する施設等の変更により業務内容を変更する場合、30 日前までに受注者に通知するものとする。

第 13 条 第 11 条及び第 12 条により業務日数の増減または業務内容の変更等があり、請負代金額に変更が生じた場合は、契約期間中の年度毎最終月において変更契約書を取り交わすものとする。

第 14 条 受注者は、この契約を遂行する上で知り得た発注者の業務上の事項を第三者に漏洩してはならない。

第 15 条 発注者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (4) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、発注者は、第 5 条の履行保証保険金をもって違約金に充当することができるものとする。

第 16 条 前条により契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し、60 日前までに契約解除の理由を記載した書面により通知するものとする。

第 17 条 発注者は、受注者に対して業務遂行に必要な施設、場所を提供するものとする。

第 18 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第 19 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第 20 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者

吹田市山田丘1番1号

国立大学法人大阪大学

理事 中 谷 和 彦

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別紙>

大阪大学箕面地区警備等業務

区分	単位		数量	単 価	合計金額
箕面地区	24時間	8:30~8:30	194 日	円	円